

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人日本芸術文化振興会(法人番号7010005006877)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

独立行政法人日本芸術文化振興会は、広く我が国の文化芸術の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能の保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的としている。

そうした組織の中で、理事長は、法人全体の業務を総括する一方で、民間との連携を進めるなど、高いマネジメント能力やリーダーシップに加え、芸術文化に対する高度な専門性が求められる。理事においても多岐に渡る業務を遂行する理事長の職務を補佐するにあたり、相当の専門的能力が求められる。

以上により役員報酬の設定にあたっては、国家公務員の指定職、文化分野の保存・活用等を図ることを主要な業務とする他法人及び同規模の文部科学省所管である他法人を参考としている。

② 平成28年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員給与の本給月額について、理事長は理事及び監事の職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合は、規定の額を超えて本給月額を決定することができる。また、特別手当については、文部科学大臣が行う業績評価の結果を参考とし、100分の10以内の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

③ 役員報酬基準の内容及び平成28年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、本給、地域手当、単身赴任手当、通勤手当及び特別手当から構成されている。月額については、独立行政法人日本芸術文化振興会役員給与規程に則り、本給月額(918,000円)に地域手当(本給月額の20%)を加算して算出している。特別手当についても、独立行政法人日本芸術文化振興会役員給与規程に則り、本給及び地域手当月額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に一般職給与法第19条の4第2項及び同法第19条の7第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける者に適用される期末手当及び勤勉手当の支給割合を合計した支給割合を乗じて得た額に在職期間を勘案した割合を乗じて支給している。

なお、平成28年度では一般職の職員の給与に関する法律の改定に準拠し、地域手当率の引き上げ(1.5%)、単身赴任手当基礎額の引き上げ(4,000円)、特別手当支給率の引き上げ(年間0.1月分)を実施した。

理事

役員報酬支給基準は、本給、地域手当、単身赴任手当、通勤手当及び特別手当から構成されている。月額については、独立行政法人日本芸術文化振興会役員給与規程に則り、本給月額(761,000円)に地域手当(東京は本給月額の20%、大阪は16%)を加算して算出している。特別手当についても、独立行政法人日本芸術文化振興会役員給与規程に則り、本給及び地域手当月額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に一般職給与法第19条の4第2項及び同法第19条の7第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける者に適用される期末手当及び勤勉手当の支給割合を合計した支給割合を乗じて得た額に在職期間を勘案した割合を乗じて支給している。

また、理事長は理事の職務の困難度、実績等を勘案し必要と認める場合は、本給月額(761,000円)を超える月額を決定することができる。

なお、平成28年度では一般職の職員の給与に関する法律の改定に準拠し、地域手当率の引き上げ(東京1.5%、大阪0.5%)、単身赴任手当基礎額の引き上げ(4,000円)、特別手当支給率の引き上げ(年間0.1月分)を実施した。

監事

役員報酬支給基準は、本給、地域手当、単身赴任手当、通勤手当及び特別手当から構成されている。月額については、独立行政法人日本芸術文化振興会役員給与規程に則り、本給月額(687,000円)に地域手当(本給月額の20%)を加算して算出している。特別手当についても、独立行政法人日本芸術文化振興会役員給与規程に則り、本給及び地域手当月額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に一般職給与法第19条の4第2項及び同法第19条の7第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける者に適用される期末手当及び勤勉手当の支給割合を合計した支給割合を乗じて得た額に在職期間を勘案した割合を乗じて支給している。

また、理事長は監事の職務の困難度、実績等を勘案し必要と認める場合は、本給月額(687,000円)を超える月額を決定することができる。

なお、平成28年度では一般職の職員の給与に関する法律の改定に準拠し、地域手当率の引き上げ(1.5%)、単身赴任手当基礎額の引き上げ(4,000円)、特別手当支給率の引き上げ(年間0.1月分)を実施した。

監事(非常勤)

非常勤役員の報酬基準は非常勤役員手当としている。月額は92,000円である。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成28年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,261	千円 11,016	千円 5,042	千円 2,203 (地域手当)			
A理事	千円 15,269	千円 9,132	千円 4,180	千円 1,826 (地域手当) 131 (通勤手当)			◇
B理事	千円 15,302	千円 9,132	千円 4,061	千円 1,461 (地域手当) 648 (単身赴任手当)			※
C理事	千円 15,320	千円 9,132	千円 4,180	千円 1,826 (地域手当) 182 (通勤手当)			※
A監事	千円 13,944	千円 8,244	千円 3,773	千円 1,649 (地域手当) 278 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,104	千円 1,104	千円 0	千円 0			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

日本芸術文化振興会は、文化芸術活動に対する助成金の交付、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の実施、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家等の研修の実施、伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究・資料収集並びに劇場施設の貸与等の非常に幅広い事業を実施している。そのため芸術文化に精通し、かつ優れた経営感覚を持ち合わせた者が法人を運営していく必要がある。

理事長の年間報酬額は、事務次官の年間給与額(22,977千円)と比べてもそれ以下となっている。文部科学省所管のうち当法人と同規模の法人(日本スポーツ振興センター、日本学生支援機構)の長の給与も同程度である。また、法人の長の報酬月額を国家公務員指定職俸給表4号俸と5号俸の間の額とし、国家公務員指定職の給与改定が行われた際には4号俸の改定率を準用して見直しを行っている。

こうした職務内容の特性や他法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

当法人は、文化芸術活動に対する助成金の交付、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の実施、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家等の研修の実施、伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究・資料収集並びに劇場施設の貸与等の非常に幅広い事業を実施している。そのため芸術文化に精通し、かつ優れた経営感覚を持ち合わせた者が法人を運営していく必要がある。また、文部科学省所管のうち当法人と同規模の法人(日本スポーツ振興センター、日本学生支援機構)の理事の給与も同程度であり、こうした職務内容の特性や他法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

当法人の監事は、法人の長で記載した多岐にわたる専門性の高い各事業を監査する。そのため一般的な会計や業務監査の知識に加え、芸術文化に関する幅広い知識を持つ者が法人を監査する必要がある。こうした職務内容の特性を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

監事としての職務内容と出勤日数を考慮した報酬水準としており、他法人と比較してもほぼ同程度であるため、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特殊性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模法人の比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成28年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年 月			
理事	千円 該当者なし	年 月			
監事	千円 該当者なし	年 月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	該当者なし
監事	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に100分の10.875の割合を乗じて得た額に文部科学大臣が0.0から2.0の範囲内で業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。
引き続き適切な業績給制度の維持に努める。